教育委員会 規 則 番 号	教育委員会規則名	公布年月日
教育委員会規則 第 1 号	さいたま市学校運営協議会規則	平成31年3月15日
教育委員会規則第 2 号	さいたま市教育委員会文書管理規則の一部を改正 する規則	平成31年3月29日
教育委員会規則第 3 号	さいたま市教育委員会公印規則の一部を改正する 規則	平成31年3月29日
教育委員会規則第 4 号	さいたま市立小・中学校管理規則の一部を改正する 規則	平成31年3月29日
教育委員会規則 第 5 号	さいたま市立小・中学校の通学区域に関する規則の 一部を改正する規則	平成31年3月29日
教育委員会規則第6号	さいたま市授業料等徴収条例施行規則の一部を改 正する規則	平成31年3月29日
教育委員会規則第 7 号	さいたま市立特別支援学校管理規則の一部を改正 する規則	平成31年3月29日
教育委員会規則第8号	さいたま市入学準備金・奨学金貸付条例施行規則の 一部を改正する規則	平成31年3月29日
教育委員会規則第 9 号	さいたま市図書館協議会規則の一部を改正する規 則	平成31年3月29日
教育委員会規則第 1 0 号	さいたま市青少年宇宙科学館条例施行規則の一部 を改正する規則	平成31年3月29日
教育委員会規則第 1 1 号	さいたま市宇宙劇場条例施行規則の一部を改正す る規則	平成31年3月29日
教育委員会規則 第 1 2 号	さいたま市博物館条例施行規則の一部を改正する 規則	平成31年3月29日
教育委員会規則第 1 3 号	さいたま市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬 剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部 を改正する規則	平成31年3月29日
教育委員会規則第 1 4 号	さいたま市教育委員会事務局組織規則の一部を改 正する規則	平成31年3月29日
教育委員会規則 第 1 5 号	さいたま市公民館条例施行規則の一部を改正する 規則	平成31年3月29日
教育委員会規則第 1 6 号	さいたま市立学校施設使用規則の一部を改正する 規則	平成31年3月29日
教育委員会規則 第 1 7 号	さいたま市学校結核対策委員会規則の一部を改正 する規則	平成31年3月29日
教育委員会規則第 1 8 号	さいたま市教員の自己啓発等休業に関する条例施 行規則の一部を改正する規則	平成31年3月29日
教育委員会規則第 1 9 号	さいたま市教職員の初任給、昇格、昇給等の基準に 関する規則 の一部を改正する規則	平成31年3月29日

教育委員会規則第 2 0 号	さいたま市教育職員の管理職手当に関する規則の 一部を改正する規則	平成31年3月29日
教育委員会規則第 2 1 号	さいたま市教育職員の特殊勤務手当に関する規則 の一部を改正する規則	平成31年3月29日
教育委員会規則第 2 2 号	さいたま市教育職員の管理職員特別勤務手当に関 する規則の一部を改正する規則	平成31年3月29日
教育委員会規則第 2 3 号	さいたま市教職員の期末手当及び勤勉手当に関す る規則の一部を改正する規則	平成31年3月29日
教育委員会規則第 2 4 号	さいたま市教育職員の義務教育等教員特別手当に 関する規則の一部を改正する規則	平成31年3月29日
教育委員会規則第 2 5 号	さいたま市立中等教育学校管理規則	平成31年3月29日

さいたま市教育委員会規則第1号 さいたま市学校運営協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31年法律第162号。以下「法」という。)第47条の6に規定す る学校運営協議会(以下「協議会」という。)について、必要な事項 を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号 に定めるところによる。
  - (1) 対象学校 当該協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援 に関して協議する学校をいう。
  - (2) 地域住民 対象学校の所在する地域の住民をいう。
  - (3) 保護者 対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者をいう。
  - (4) スクールサポートネットワーク (地域学校協働本部) 社会教育 法 (昭和24年法律第207号) 第5条第2項に規定する地域学校 協働活動を推進する体制をいう。

(協議会の役割)

- 第3条 協議会は、学校運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、さいたま市教育委員会(以下「委員会」という。)及び対象学校の校長(以下「校長」という。)の権限及び責任の下、地域住民、保護者等の学校運営への参画並びに地域住民、保護者等による学校運営への支援及び協力を促進することにより、対象学校と地域住民、保護者等との信頼関係を深め、学校運営の改善及び児童生徒の健全育成に取り組むものとする。
- 2 前項の場合において、協議会は、学校運営の改善及び児童生徒の健全育成を推進するため、スクールサポートネットワーク(地域学校協働本部)と密接な連携を図るものとする。

(設置)

- 第4条 委員会は、さいたま市立の学校ごとに協議会を置くものとする。 ただし、法第47条の6第1項ただし書の文部科学省令で定める場合 には、2以上の学校について一の協議会を置くことができる。
- 2 前項の場合において、委員会は、対象学校を明示し、当該対象学校 に対して通知するものとする。
- 3 委員会は、第1項の規定により協議会を置こうとするときは、校長、 地域住民及び保護者の意見を聴取するものとする。

(学校運営に関する基本的な方針の承認)

- 第5条 校長は、次に掲げる事項について、毎年度基本的な方針を作成 し、協議会の承認を得なければならない。
  - (1) 教育課程の編成に関すること。
  - (2) 学校経営計画に関すること。
  - (3) 組織の編成に関すること。
  - (4) 予算の執行に関すること。
  - (5) 施設及び設備の管理に関すること。
- 2 校長は、前項において承認された基本的な方針に従って学校運営を 行うこととする。

(学校運営等に関する意見の申出)

- 第6条 協議会は、対象学校の運営全般 (職員の採用その他の任用に関する事項を除く。)について、委員会又は校長に対して意見を述べることができる。
- 2 協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項(特定の個人に対する事項を除く。)のうち、前条に規定する基本的な方針の実現に資するものについて、委員会に対して意見を述べることができる。この場合において、協議会が意見を述べるときは、校長を経由して行うものとする。
- 3 協議会は、前2項の規定により委員会に対して意見を述べるときは、 あらかじめ、校長の意見を聴取するものとする。

(学校運営等に関する評価)

第7条 協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営状況等について評価を行うものとする。

(住民の参画の促進等のための情報提供)

第8条 協議会は、対象学校の運営について、地域住民、保護者等の理解、協力、参画等を促進するため、協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(協議会の構成等)

- 第9条 協議会の委員(以下「委員」という。)は15人以内とし、次に掲げる者のうちから、校長の推薦により委員会が委嘱し、又は任命する。ただし、第4条第1項ただし書に規定する2以上の学校について一の協議会を置く場合は、30人以内とする。
  - (1) 地域住民
  - (2) 保護者
  - (3) 学校地域連携コーディネーターその他の対象学校の運営に資する 活動を行う者
  - (4) 校長
  - (5) 対象学校の職員
  - (6) 学識経験者
  - (7) 関係行政機関の職員
  - (8) その他委員会が適当と認める者
- 2 委員の任期は、委嘱又は任命の日から当該年度の末日までとし、再任を妨げない。
- 3 委員は、非常勤の特別職とし、報酬は別に定める。

(会長及び副会長)

- 第10条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により、選出する。ただし、校長は、会長となることができない。
- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、 その職務を行うものとする。この場合において、副会長が2人以上あ

るときは、あらかじめ会長が指定する副会長が、会長の職務を行うものとする。

(会議)

- 第11条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が開催日前 に議案を示して招集する。ただし、緊急を要する場合においては、こ の限りでない。
- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長 の決するところによる。

(研修等)

第12条 委員会は、委員に対して、協議会及び委員の役割及び責任等 について正しい理解を得るため、必要な研修等を行うものとする。

(協議会の適正な運営を確保するための措置等)

- 第13条 委員会は、協議会の運営状況について的確な把握を行い、必要に応じて指導及び助言を行うとともに、協議会の運営が適正を欠くことによって対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、協議会の適正な運営を確保するための措置を講じなければならない。
- 2 委員会及び校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報提供に努めなければならない。

(守秘義務等)

- 第14条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職 を退いた後も同様とする。
- 2 前項に規定するもののほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。
  - (1) 委員たるにふさわしくない非行を行うこと。
  - (2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利 用すること。
  - (3) その他協議会及び対象学校の運営に著しく支障をきたす言動を行

うこと。

(委員の解任)

- 第15条 委員会は、委員が次のいずれかに該当する場合は、当該委員 を解任することができる。
  - (1) 本人から辞任の申出があった場合
  - (2) 前条の規定に違反した場合
  - (3) その他解任に相当する事由が認められる場合
- 2 委員会は、委員を解任する場合には、その理由を示さなければならない。

(委任)

第16条 この規則に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、 委員会教育長が別に定める。

附 則

# さいたま市教育委員会規則第2号

さいたま市教育委員会文書管理規則の一部を改正する規則

さいたま市教育委員会文書管理規則(平成13年さいたま市教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、 改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
附則	附則
(経過措置)	(経過措置)
2 当分の間、さいたま市立の小学校、中学校、 <u>高</u>	2 当分の間、さいたま市立の小学校、中学校、養
等学校、中等教育学校及び特別支援学校における	護学校及び高等学校における文書の管理について
文書の管理については、別に定めるところによる。	は、別に定めるところによる。

附則

# さいたま市教育委員会規則第3号

さいたま市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

さいたま市教育委員会公印規則(平成13年さいたま市教育委員会規則第9号)の 一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、 改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当 該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(電子印の使用)	(電子印の使用)
第12条 [略]	第12条 [略]
2 [略]	2 [略]

3 教育総務課長は、前項の申請を承認しようとす | 3 教育総務課長は、前項の申請を承認しようとす るときは、都市戦略本部情報政策部参事又は副参 事と協議のうえ、電子印の不当な使用、破壊等を 防止するシステム機能等が措置されていることを 確認しなければならない。

4·5 「略]

別表第1 (第5条、第7条関係)

(1) 庁印

公印の名 称	ひな書体	寸法 ( ミリメ ートル )	個数	使用区分	保管者
[略]					
さいたま 市立〇〇 小学校之 印	[略]		1 0 4	[略]	
さいたま 市立〇〇 中学校之 印	[略]		58	[略]	
さいたま 市立〇〇 高等学校 之印	[略]				

4·5 「略]

別表第1 (第5条、第7条関係)

しなければならない。

(1) 庁印

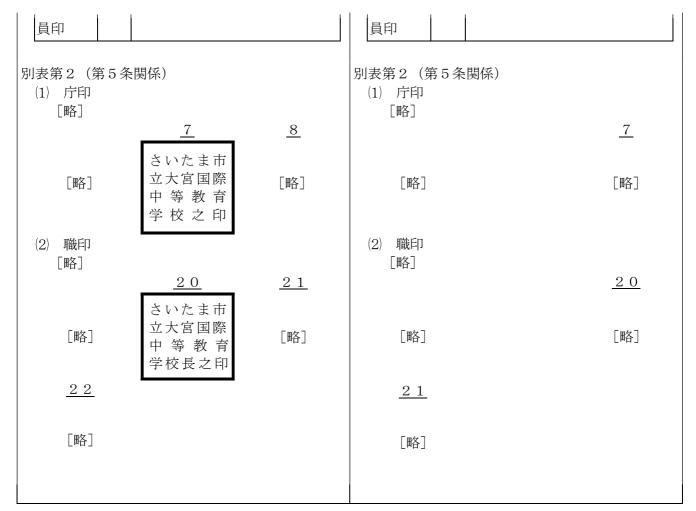
. , ,				
公印の名 称	形悉書ミ	法 ( リメ トル 個数	使用区分	保管者
[略]				
さいたま 市立〇〇 小学校之 印	[略]	103	[略]	
さいたま 市立〇〇 中学校之 印	[略]	5 7	[略]	
さいたま 市立〇〇 高等学校 之印	[略]			

るときは、市民局情報政策部情報システム課長と

協議のうえ、電子印の不当な使用、破壊等を防止

するシステム機能等が措置されていることを確認

さいたま 市立大宮 国際中等 教育学校 之印 さいたま		てん書	方24	1	大宮国際 中等教育 学校名を もって発 する文書	際中等 教育学 校長		さいたま	7					
市立〇〇 特別支援 学校之印	<u> </u>		L#H J					市立〇〇 特別支援 学校之印						
(2) 職印	,			1	T		.	(2) 職印	,				,	1
公印の名 称	ひな 形番 号	書	寸法 ( ミリメ ートル )		使用区分	保管者		公印の名 称	ひな 形番 号	書	寸法 ( ミリメ ートル )	個数	使用区分	保管者
[略]								[略]						
さいたま 市立〇〇 図書館長 印	[#	恪]		21	[略]			さいたま 市立〇〇 図書館長 印	[[	略]		22	[略]	
[略]	1			,	Г			[略]	T			1	ı	
さいたま 市立〇〇 小学校長 之印	[ <b></b> 断	各]		104	[略]			さいたま 市立〇〇 小学校長 之印		各]		1 0 3	[略]	
さいたま 市立〇〇 中学校長 之印	[m	各]		58	[略]			さいたま 市立〇〇 中学校長 之印	[#	恪]		5 7	[略]	
さいたま 市立〇〇 高等学校 長之印		各]						さいたま 市立〇〇 高等学校 長之印	[H	略]				
さいたま 市立大宮 国際中等 教育学校 長之印		古印体	方24	1	大宮国際 中等教育 学校長名 をもって 発する文 書	際中等 教育学 校長								
さいたま 市立〇〇 特別支援 学校長之 印			[略]					さいたま 市立○○ 特別支援 学校長之 印	20		[略]			
さいたま 市教育委 員会審理			[略]					さいたま 市教育委 員会審理	2 1		[略]			



附則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、別表第1(2)職印の表さいたま市立〇〇図書館長印の項の改正は、同年5月7日から施行する。

# さいたま市教育委員会規則第4号

さいたま市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則

さいたま市立小・中学校管理規則(平成13年さいたま市教育委員会規則第14号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、 改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(副校長)	
第14条の2       学校に副校長を置くことができる。         2       前条第1項の規定にかかわらず、副校長を置く	
ときは、教頭を置かないことができる。	
3 副校長は、校長を助け、命を受けて校務をつか さどる。	
(主幹教諭)	(主幹教諭)
<u>第14条の3</u> [略]	<u>第14条の2</u> [略]
2 主幹教諭は、校長(副校長を置く学校にあっては、校長及び副校長。次項において同じ。)及び	2 主幹教諭は、校長及び教頭を助け、命を受けて 校務の一部を整理し、並びに児童生徒の教育をつ
教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並	かさどる。
びに児童生徒の教育をつかさどる。	
3 [略]	3 [略]

附則

# さいたま市教育委員会規則第5号

さいたま市立小・中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則 さいたま市立小・中学校の通学区域に関する規則(平成13年さいたま市教育委員 会規則第15号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、 改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前			
別表第1 (第2条関係)	別表第1 (第2条関係)			
小学校の通学区域	小学校の通学区域			
学校名 通学区域	学校名 通学区域			
[略]	[略]			
尾間木小学 緑区大字大間木の一部、緑区大字	尾間木小学 緑区大字大間木の一部、緑区大字			
校 大牧の一部 <u>、緑区</u> 東浦和1丁目、	校 大牧の一部並びに緑区東浦和1丁			
緑区東浦和3丁目、緑区東浦和4	目、緑区東浦和3丁目、緑区東浦			
丁目、緑区東浦和8丁目及び緑区	和4丁目、緑区東浦和8丁目及び			
東浦和9丁目並びに緑区大間木2	緑区東浦和9丁目			
丁目及び緑区大間木3丁目				
[略]	[略]			
別表第2(第2条関係)	別表第2(第2条関係)			
中学校の通学区域	中学校の通学区域			
学校名 通学区域	学校名 通学区域			
[略]	[略]			
東浦和中学 緑区大字大谷口、緑区大字中尾、	東浦和中学 緑区大字大谷口、緑区大字中尾、			
校   緑区大字大間木の一部 <u>、緑区</u> 大字	校緑区大字大間木の一部及び緑区大			
大牧の一部並びに緑区大間木2丁	字大牧の一部			
[略]	[略]			

附則

この規則は、公布の日から施行する。

さいたま市教育委員会規則第6号

さいたま市授業料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市授業料等徴収条例施行規則(平成13年さいたま市教育委員会規則第1 6号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、 改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当 該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

(授業料等の還付)

改正後

第2条の2 条例第6条ただし書に規定する既納の | 第2条の2 条例第6条ただし書に規定する既納の 授業料等の全部又は一部の還付は、次の各号(進 級料、入学料及び入学選考手数料にあっては第1 号又は第3号)のいずれかに該当するときに行う ものとする。

(1)~(3) 「略]

(減免の対象者)

- 第3条 授業料の減額又は免除(以下「減免」とい | 第3条 授業料の減額又は免除(以下「減免」とい う。)を受けることのできる者は、次の各号のい ずれかに該当する者(生活保護法(昭和25年法 律第144号)第17条の規定によりさいたま市 立の高等学校及び中等教育学校への就学のための 費用(以下「高等学校等就学費」という。) の給 付を受けることのできる者を除く。)とする。 (1)~(3) 「略]
- 2 進級料又は入学料の減免を受けることのできる 者は、次の各号のいずれかに該当する者(高等学 校等就学費の給付を受けることのできる者を除く。 )とする。
  - (1) 進級又は入学(転入学等を含む。以下同じ。 ) の許可をした日以前1年以内に保護者が天災 その他不慮の災害を受けたため、進級料又は入 学料の納入が困難な者
  - (2) 進級又は入学の許可をした日以前1年以内に 保護者が死亡し、又は長期の傷病にかかったた め、進級料又は入学料の納入が困難な者
  - (3) 前項第3号に規定する世帯に属する者で進級 料又は入学料の納入が困難なもの

改正前

(授業料等の還付)

授業料等の全部又は一部の還付は、次の各号(入 学料及び入学選考手数料にあっては第1号又は第 3号)のいずれかに該当するときに行うものとす る。

(1)~(3) 「略]

(減免の対象者)

う。)を受けることのできる者は、次の各号のい ずれかに該当する者(生活保護法(昭和25年法 律第144号)第17条の規定によりさいたま市 立の高等学校への就学のための費用(以下「高等 学校就学費」という。) の給付を受けることので きる者を除く。)とする。

(1)~(3) 「略]

- 2 入学料の減免を受けることのできる者は、次の 各号のいずれかに該当する者(高等学校就学費の 給付を受けることのできる者を除く。)とする。
  - (1) 入学(転入学等を含む。以下同じ。)の許可 をした日以前1年以内に保護者が天災その他不 慮の災害を受けたため、入学料の納入が困難な
  - (2) 入学の許可をした日以前1年以内に保護者が 死亡し、又は長期の傷病にかかったため、入学 料の納入が困難な者
  - (3) 前項第3号に規定する世帯に属する者で入学 料の納入が困難なもの

(減免の額)

# 第4条 [略]

2 進級料又は入学料の減免の額は、進級料又は入 2 入学料の減免の額は、入学料の額の全額とする。 学料の額の全額とする。

(減免の手続)

- 等」という。)の減免を受けようとする者は、授 業料等減免申請書(別記様式)にその事実を証明 する書類を添えて、校長を経て教育長に提出しな ければならない。
- 2 「略]

# 第9条「略]

- 2 委員長及び委員は、市立の高等学校及び中等教 2 委員長及び委員は、市立の高等学校の長及び委 育学校の長並びに委員会事務局職員のうちから教 育長が任命する。
- 3 「略]

別記様式(第5条関係)

授業料等減免申請書

「略]

申語	学校名	(	年	組)
書	[略]			
Γ	略〕			

「略〕

[略	]			
進入 級学 料料	進級・入学	[略]		
級学	許可日			
	[略]			
況 家族	[略]			
<b>族</b>	[略]			
状	[略]			
[略	]			

(減免の額)

# 第4条 [略]

(減免の手続)

- 第5条 授業料、進級料又は入学料(以下「授業料 | 第5条 授業料又は入学料(以下「授業料等」とい う。) の減免を受けようとする者は、授業料等減 免申請書(別記様式)にその事実を証明する書類 を添えて、校長を経て教育長に提出しなければな らない。
  - 2 「略]

#### 第9条「略]

- 員会事務局職員のうちから教育長が任命する。
- 3 「略]

別記様式(第5条関係)

授業料等減免申請書

「略]

申請	学校名	<u>高校</u> (	年	組)
書	[略]			
Γ	略〕			

	[哈]				
	[略	;]			
	入学料	<u>入 学</u> 許可日	[略]		
İ		[略]			
Ī	況家	[略]			
	況家族の	[略]		高校 年	
	状	[略]			
	[略	-]			

附則

# さいたま市教育委員会規則第7号

さいたま市立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則

さいたま市立特別支援学校管理規則(平成13年さいたま市教育委員会規則第21号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、 改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前		
(教育課程)	(教育課程)		
第3条 教育課程は、学習指導要領の基準、 <u>さいた</u> ま市特別支援学校教育課程編成要領、さいたま市 小・中学校教育課程編成要領及び市教育委員会( 以下「委員会」という。)が別に定める基準によ り校長が定め、委員会に届け出なければならない。			

附則

さいたま市教育委員会規則第8号

さいたま市入学準備金・奨学金貸付条例施行規則の一部を改正する規則 さいたま市入学準備金・奨学金貸付条例施行規則(平成13年さいたま市教育委員 会規則第23号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、 改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当 該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (2) 砂工後郊八のカケケオストキは、火鼓砂工後郊八ち加らる

(3) 以上依部分のみ仔仕りるとさは、自	<b>談以上仮部分を加える。</b>		
改正後	改正前		
目次 第1章~第3章 [略] 第4章 補則(第17条)	目次 第1章~第3章 [略]		
附則	附則		
(届出の義務)	(届出の義務)		
第9条 [略]	第9条 [略]		
一9 供呼しでなった老が死亡したしまけ その凄惨	9   供呼しであった老が死亡したレキは   その書族		

2 借受人であった者が死亡したときは、その遺族 | 2 借受人であった者が死亡したときは、その遺族 又は連帯保証人は、死亡届(様式第7号)に戸籍 抄本その他の死亡の事実を証する書類を添えて委 員会に届け出なければならない。

(在学証明書等の提出)

# 第15条 [略]

2 奨学生であった者は、卒業及び卒業後の就業先 2 奨学生であった者は、卒業及び卒業後の就業先 を明らかにする書類を奨学金の貸付けを受ける期 間の終了した年の8月末日までに委員会に提出し なければならない。

第4章 補則

(その他)

第17条 この規則に定めるもののほか、必要な事 項は、委員会教育長が別に定める。

様式第7号(第9条、第16条関係)

	死 亡 届	
[略]		
備考		

(在学証明書等の提出)

# 第15条 [略]

ればならない。

を明らかにする書類を奨学金の貸付けを受ける期 間の終了した年の4月末日までに委員会に提出し なければならない。

又は連帯保証人は、死亡届 (様式第7号) に死亡

診断書又は戸籍抄本を添えて委員会に届け出なけ

様式第7号(第9条、第16条関係)

	死	亡	届	
[略]				
死 因				

# 様式第8号(第11条関係)

奨 学 金 借 用 証[略]1 借用期間年 月 日から卒業するまで[略]

# 様式第8号(第11条関係)

 
 奨 学 金 借 用 証

 [略]

 1 借用期間 <u>平成</u> 年 月 日から卒業するまで [略]

附則

# さいたま市教育委員会規則第9号

さいたま市図書館協議会規則の一部を改正する規則

さいたま市図書館協議会規則(平成13年さいたま市教育委員会規則第29号)の 一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、 改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(趣旨) 第1条 この規則は、さいたま市図書館条例(平成 13年さいたま市条例第123号) <u>第25条</u> の規 定に基づき、さいたま市図書館協議会(以下「協 議会」という。)の運営に関し必要な事項を定め るものとする。	定に基づき、さいたま市図書館協議会(以下「協

附則

さいたま市教育委員会規則第10号

さいたま市青少年宇宙科学館条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市青少年宇宙科学館条例施行規則(平成13年さいたま市教育委員会規則 第31号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、 改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当 該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

# (入場料及び使用料の減免) 第5条 条例第10条第3項の規定により、宇宙劇 第5条 条例第10条第3項の規定により、宇宙劇

場の入場料又は青少年ホール等の使用料を減額し 又は免除するとき及び減額の割合は、次のとおり とする。

# 改正後 (入場料及び使用料の減免)

場の入場料又は青少年ホール等の使用料を減額し、 又は免除するとき及び減額の割合は、次のとおり とする。

区 分	事 由	減額の割合
		又は免除
宇宙劇場	[略]	
入場料	(2) 教職員に引率さ	[略]
	れた市内の幼稚園	
	若しくは保育園等	
	の園児、小学校、	
	中学校 <u>若しくは特</u>	
	別支援学校の児童	
	<u>若しくは生徒</u> 又は	
	さいたま市立の高	
	等学校 <u>若しくは中</u>	
	<u>等教育学校</u> の生徒	
	が利用するとき。	
	[略]	
[略]		

区分	事由	減額の割合 又は免除
宇宙劇場	[略]	
入場料	(2) 教職員に引率された市内の幼稚園の園児、保育園児、保育園児、小学校の生産、中学校の生産といた。 近立の高等学校の生徒が利用するとき。	[略]
[略]	L.H.J	

附則

さいたま市教育委員会規則第11号

さいたま市宇宙劇場条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市宇宙劇場条例施行規則(平成13年さいたま市教育委員会規則第32号 ) の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、 改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当 該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

<b>→</b> / —	- //,
<i>⊢\</i> /	L 72

(入場料等の減免の基準及び割合)

- 第7条 条例第10条(条例第16条第2項におい|第7条 条例第10条(条例第16条第2項におい て読み替えて準用する場合を含む。次条第1項に おいて同じ。)の規定により、入場料及び利用料 金等を減額し、又は免除する場合の基準及び割合 は、それぞれ次に掲げるとおりとする。
  - (1) 「略]
  - (2) 教職員に引率された市内の幼稚園若しくは保 育園等の園児、小学校、中学校若しくは特別支 援学校の児童若しくは生徒又はさいたま市立の 高等学校若しくは中等教育学校の生徒が投影を 利用する場合 免除
  - (3) (4) 「略]

#### 改正前

(入場料等の減免の基準及び割合)

- て読み替えて準用する場合を含む。次条第1項に おいて同じ。)の規定により、入場料及び利用料 金等を減額し、又は免除する場合の基準及び割合 は、それぞれ次に掲げるとおりとする。
  - (1) 「略]
  - (2) 教職員に引率された市内の幼稚園の園児、保 育園等の園児、小学校の児童、中学校の生徒又 はさいたま市立の高等学校の生徒が投影を利用 する場合 免除
  - (3) (4) 「略]

附則

さいたま市教育委員会規則第12号

さいたま市博物館条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市博物館条例施行規則(平成13年さいたま市教育委員会規則第40号) の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、 改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

	改正後			改正前		
	(分館)			(分館)		
第	32条 さいたま市立博物	物館(以下「市立博物館」	第	第2条 さいたま市立博物館(以下「市立博物館」		
	という。) に分館を置き	き、その名称及び位置は、		という。)に分館を置き、その名称及び位置は、		
	次のとおりとする。			次のとおりとする。		
	名称	位置		名称	位置	
	[略]			[略]		
	旧高野家離座敷	さいたま市緑区 <u>大間木</u>		旧高野家離座敷	さいたま市緑区 <u>大字大</u>	
		3丁目30番地11			間木82番地2	
2	2~4 [略]			~4 [略]		

附則

この規則は、公布の日から施行する。

さいたま市教育委員会規則第13号

さいたま市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条 例施行規則(平成14年さいたま市教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正 する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、 改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

#### 

(趣旨)

第1条 この規則は、さいたま市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例(平成14年さいたま市条例第18号。以下「条例」という。)第5条の規定に基づき、さいたま市立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(以下「学校」という。)の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師(以下「学校医等」という。)の公務災害補償の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(趣旨)

第1条 この規則は、さいたま市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例(平成14年さいたま市条例第18号。以下「条例」という。)第5条の規定に基づき、さいたま市立の小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校(以下「学校」という。)の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師(以下「学校医等」という。)の公務災害補償の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

附則

さいたま市教育委員会規則第14号

さいたま市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

さいたま市教育委員会事務局組織規則(平成15年さいたま市教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、 改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当計	核改正後部分を加える。
改正後	改正前
(内部組織)	(内部組織)
第2条 事務局に、次に掲げる部、課、室及び係を	第2条 事務局に、次に掲げる部、課、室及び係を
置く。	置く。
[略]	[略]
学校教育部	学校教育部
[略]	[略]
指導 1 課	指導1課
管理係	
研究推進・振興係	研究推進・振興係
幼・小学校教育係	幼・小学校教育係
中学校教育係	中学校教育係
国際教育係	国際教育係
[略]	[略]
(-t-7f-1) (I()	( the offer to NG)
(事務分掌)	(事務分掌)
第3条前条に規定する部、課及び室の事務分掌は、	第3条 前条に規定する部、課及び室の事務分掌は、
おおむね次のとおりとする。	おおむね次のとおりとする。
管理部	管理部
[略] 教育財務課	[略]   教育財務課
(1)~(3) 「略]	(1)~(3) 「略]
(1) (3) [時日]	
	困難な不用備品の処分に関すること。
(4) [略]	(5) [略]
(5) 学校予算経理(高等学校及び中等教育学	<u></u>
校(以下「高等学校等」という。)を除く。	すること。
)に関すること。	, - 0
(6) 学校(高等学校等を除く。)の経理事務	<u>(7)</u> 学校( <u>高等学校</u> を除く。)の経理事務の
ー の指導及び助言に関すること。	ー 指導及び助言に関すること。
(7) 学校( <u>高等学校等</u> を除く。)の寄附受入	<u>(8)</u> 学校( <u>高等学校</u> を除く。)の寄附受入れ
れに関すること。	に関すること。

(8) 学校施設(高等学校等を除く。)の警備、(9) 学校施設(高等学校を除く。)の警備、

便所清掃、廃棄物の収集の委託等(他の所管に属するものを除く。)に関すること。

# 学校施設課

- $(1)\sim(4)$  [略]
- (5) 学校施設台帳(<u>高等学校等</u>を除く。) に 関すること。
- (6) 学校用地 (<u>高等学校等</u>を除く。) に関す ること。
- (7) 「略]
- (8) 学校施設(高等学校等を除く。)の事故及び災害に関すること。
- (9) 学校施設(<u>高等学校等</u>を除く。)の目的 外使用(継続的に使用する場合に限る。) に関すること。

# 学校教育部

「略]

#### 教職員人事課

(1) 教職員(小学校、中学校、中等教育学校及び特別支援学校に勤務する者(中等教育学校にあっては、学校栄養職員及び事務職員(さいたま市教職員の給与に関する条例(平成29年さいたま市条例第21号)別表第3の規定の適用を受ける者に限る。)に限る。)に限る。以下この項(第7号及び第8号を除く。)において同じ。)の任免、分限及び懲戒、服務、表彰その他身分に関すること。

(2)~(5) 「略]

(6) 学級編制 (高等学校及び中等教育学校の 後期課程を除く。)並びに教職員の定数及 び配置に関すること。

(7) • (8) 「略]

(9) 学校管理訪問(<u>高等学校等</u>を除く。) に 関すること。

[略]

# 総合教育相談室

- (1) (2) 「略]
- (3) 教育相談(いじめの問題及び不登校を含む。以下同じ。)に係る指導及び助言に関すること。

 $(4)\sim(7)$  [略]

(8) 校内教育相談体制の整備に関すること。

#### 高校教育課

- (1) <u>高等学校等</u>の管理運営(他の所管に属するものを除く。)に関すること。
- (2) <u>高等学校等</u>の予算経理(他の所管に属するものを除く。)に関すること。
- (3) <u>高等学校等</u>施設の整備計画及び維持管理 (他の所管に属するものを除く。) に関す ること。
- (4) 高等学校等施設の目的外使用(継続的に

便所清掃、廃棄物の収集の委託等(他の所管に属するものを除く。)に関すること。

# 学校施設課

- $(1)\sim(4)$  [略]
- (5) 学校施設台帳(高等学校を除く。) に関すること。
- (6) 学校用地 (<u>高等学校</u>を除く。) に関する こと。
- (7) 「略]
- (8) 学校施設(<u>高等学校</u>を除く。)の事故及び災害に関すること。
- (9) 学校施設(<u>高等学校</u>を除く。)の目的外 使用(継続的に使用する場合に限る。)に 関すること。

# 学校教育部

「略]

# 教職員人事課

(1) 教職員(高等学校に勤務する者を除く。 以下この項(第7号及び第8号を除く。) において同じ。)の任免、分限及び懲戒、 服務、表彰その他身分に関すること。

(2)~(5) 「略]

- (6) 学級編制及び教職員定数に関すること。
- (7) (8) 「略]
- (9) 学校管理訪問(<u>高等学校</u>を除く。) に関すること。

# [略]

# 総合教育相談室

- (1) (2) 「略]
- (3) 教育相談 (<u>いじめ、不登校問題等</u>を含む。 以下同じ。) に係る指導及び助言に関する こと。

 $(4)\sim(7)$  「略]

(8) <u>さわやか相談員その他の学校教育相談員</u>に関すること。

#### 高校教育課

- (1) <u>高等学校</u>の管理運営(他の所管に属する ものを除く。) に関すること。
- (2) <u>高等学校</u>の予算経理(他の所管に属する ものを除く。) に関すること。
- (3) <u>高等学校</u>施設の整備計画及び維持管理( 他の所管に属するものを除く。)に関する こと。
- (4) 高等学校施設の目的外使用(継続的に使

使用する場合に限る。) に関すること。

- (5) <u>高等学校等</u>授業料等事務の連絡調整に関すること。
- (6) <u>高等学校等</u>の教職員の人事、服務及び研修(他の所管に属するものを除く。) に関すること。
- (7) <u>高等学校等</u>教育に係る指導及び助言(他の所管に属するものを除く。)に関すること。

(8) [略]

「略〕

(施設又は機関)

# 第4条 「略]

- 2 [略]
- 3 第2類の施設又は機関は、次の表の右欄に掲げるとおりとし、同表の左欄に掲げる部又は館が所管する。

n / - 0	
部又は館	施設又は機関
[略]	
生涯学習総合	拠点公民館(さいたま市公民
センター	館条例施行規則(平成15年
	さいたま市教育委員会規則第
	16号) <u>第3条</u> 第2項に規定
	する公民館。以下同じ。)
[略]	

4 「略〕

5 学校は、次の表の右欄に掲げるとおりとし、同 表の左欄に掲げる部が所管する。

部	施設又は機関
学校教育部	[略]
	高等学校
	中等教育学校
	特別支援学校

(職員)

第6条 事務局に副教育長、部に部長、課に課長、 室に室長、施設又は機関(学校を除く。第5項及 び第6項において同じ。)に館長又は所長、係に 係長を置く。

 $2 \sim 9$  「略]

用する場合に限る。) に関すること。

- (5) <u>高等学校</u>授業料等事務の連絡調整に関すること。
- (6) <u>高等学校</u>の教職員の人事、服務及び研修 (他の所管に属するものを除く。) に関す ること。
- (7) <u>高等学校</u>教育に係る指導及び助言(他の所管に属するものを除く。)に関すること。

(8) [略]

「略]

(施設又は機関)

#### 第4条 「略]

- 2 [略]
- 3 第2類の施設又は機関は、次の表の右欄に掲げるとおりとし、同表の左欄に掲げる部又は館が所管する。

Ħ 7 °•2 °	
部又は館	施設又は機関
[略]	
生涯学習総合	拠点公民館(さいたま市公民
センター	館条例施行規則(平成15年
	さいたま市教育委員会規則第
	16号) <u>第4条</u> 第2項に規定
	する公民館。以下同じ。)
[略]	

4 「略〕

5 学校は、次の表の右欄に掲げるとおりとし、同 表の左欄に掲げる部が所管する。

部	施設又は機関
学校教育部	[略]
	高等学校
	特別支援学校

(職員)

第6条 事務局に副教育長、部に部長、課に課長、 室に室長、施設又は機関(学校を除く。第5項及 び<u>第7項</u>において同じ。)に館長又は所長、係に 係長を置く。

2~9 [略]

附則

さいたま市教育委員会規則第15号

さいたま市公民館条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市公民館条例施行規則(平成15年さいたま市教育委員会規則第16号) の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、 改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

	改正後			改正前		
別	表第1(第2条	関係)	別	表第1 (第2条	関係)	
	(1) [略]			(1) [略]		
	(2) 地区公民館			(2) 地区公民館		
	名称	対象区域		名称	対象区域	
	[略]			[略]		
	さいたま市立	緑区大字中尾の一部 <u>、緑区大</u>		さいたま市立	緑区大字中尾の一部、緑区大	
	尾間木公民館	間木2丁目及び緑区大間木3		尾間木公民館	字大間木、緑区大字大牧、緑	
		丁目、緑区大字大間木、緑区			区大字下山口新田、緑区大字	
		大字大牧、緑区大字下山口新			蓮見新田並びに緑区東浦和1	
		田、緑区大字蓮見新田並びに			丁目、緑区東浦和3丁目の一	
		緑区東浦和1丁目、緑区東浦			部及び緑区東浦和4丁目から	
		和3丁目の一部及び緑区東浦			緑区東浦和9丁目まで	
		和4丁目から緑区東浦和9丁				
		目まで				
	[略]			[略]		

附則

この規則は、公布の日から施行する。

# さいたま市教育委員会規則第16号

さいたま市立学校施設使用規則の一部を改正する規則

さいたま市立学校施設使用規則(平成16年さいたま市教育委員会規則第5号)の 一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、 改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(趣旨)	(趣旨)
第1条 この規則は、法令に定めがあるもののほか、さいたま市立小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(以下「学校」という。)の学校施設の目的外使用に関し、必要な事項を定めるものとする。	第1条 この規則は、法令に定めがあるもののほか、 さいたま市立小学校、中学校、高等学校及び特別 支援学校(以下「学校」という。)の学校施設の 目的外使用に関し、必要な事項を定めるものとす る。

附則

さいたま市教育委員会規則第17号

さいたま市学校結核対策委員会規則の一部を改正する規則

さいたま市学校結核対策委員会規則(平成26年さいたま市教育委員会規則第12 号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、 改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前		
(所掌事務)	(所掌事務)		
第2条 条例別表教育委員会の部さいたま市学校結	第2条 条例別表教育委員会の部さいたま市学校結		
核対策委員会の項担任事務の欄に規定する事項は、	核対策委員会の項担任事務の欄に規定する事項は、		
次に掲げる事項とする。	次に掲げる事項とする。		
(1) さいたま市立の小学校、中学校 <u>、中等教育学</u>	(1) さいたま市立の小学校、中学校 <u>及び特別支援</u>		
校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び	学校(高等部を除く。) (次号から第5号まで		
中学部(次号から第5号までにおいて「学校」	において「学校」という。)における結核健診		
という。)における結核健診の実施状況及び結	の実施状況及び結果の把握に関すること。		
果の把握に関すること。			
(2)~(5) [略]	(2)~(5) [略]		

附則

さいたま市教育委員会規則第18号

さいたま市教員の自己啓発等休業に関する条例施行規則の一部を改正する規則 さいたま市教員の自己啓発等休業に関する条例施行規則(平成29年さいたま市教 育委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

# 改正後

(大学等課程の履修の成果をあげるために特に必要な場合)

第2条 条例第4条の教育委員会規則で定める場合は、学校教育法(昭和22年法律<u>第26号</u>)第97条に規定する大学院の課程(同法<u>第104条第7項第2号</u>の規定によりこれに相当する教育を行うものとして認められたものを含む。)又はこれに相当する外国の大学(これに準じる教育施設を含む。)の課程であって、その修業年限が2年を超え、3年を超えないものに在学してその課程を履修する場合とする。

#### 改正前

(大学等課程の履修の成果をあげるために特に必要な場合)

第2条 条例第4条の教育委員会規則で定める場合は、学校教育法(昭和22年法律<u>第26条</u>)第97条に規定する大学院の課程(同法<u>第104条第4項第2号</u>の規定によりこれに相当する教育を行うものとして認められたものを含む。)又はこれに相当する外国の大学(これに準じる教育施設を含む。)の課程であって、その修業年限が2年を超え、3年を超えないものに在学してその課程を履修する場合とする。

# 附則

(施行期日)

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後のさいたま市教員の自己啓発等休業に関する条例施行規則 第2条の規定の適用については、同条に規定する大学院の課程には、この規則によ る改正前のさいたま市教員の自己啓発等休業に関する条例施行規則第2条に規定す る大学院の課程(学校教育法の一部を改正する法律(平成29年法律第41号)に よる改正前の学校教育法(昭和22年法律第26号)第104条第4項第2号の規 定によりこれに相当する教育を行うものとして認められていたものに限る。)を含 むものとする。 さいたま市教育委員会規則第19号

さいたま市教職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正す る規則

さいたま市教職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(平成29年さいたま市教育委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、 改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

(0) 改正区的为 >> 11 压 > 3 C C 13 ( 二	1			
改正後	改正前			
別表第1(第3条関係) (1)教育職給料表(1)級別資格基準表	別表第1 (第3条関係) (1) 教育職給料表(1)級別資格基準表			
職 種 職務の級 1級 2級 学歴免許等	職 種 職務の級 1級 2級 学歴免許等			
[略] <u>副校長及</u> [略]       び教頭	[略] 教頭 [略]			
[略] 備考 [略] (2) 教育職給料表(2)級別資格基準表	[略] 備考 [略] (2) 教育職給料表(2)級別資格基準表			
職 種 職務の級 1級 2級 学歴免許等	職 種 職務の級 1級 2級 学歴免許等			
[略]	[略]			
<u>副校長及</u> [略] <u>び</u> 教頭	教頭 [略]			
[略]	[略]			
備考 [略] (3)・(4) [略]	備考 [略] (3)・(4) [略]			

別表第6(1)及び(2)の表を次のように改める。

(1) 教育職給料表(1)昇格時号給対応表

(1) 教育職給料表(1	昇格時号給対応表			
昇格した日の前日に受け	- /m		の号給	. /27
ていた号給	2級	<u>特2級</u>	3級	4級
<u>1</u>	1 1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	1
11	1	1	1	1
12	1	1	1	1
13 14	1 1	1	1	1 1
15	1	1	1	1
16	1	1	1	1
17	1	1	1	1
18	1	1	1	1
19	1	1	1	1
20	1	1	1	1
21	1	1	1	1
22	2	1	1	1
23	3	1	1	1
24 25	4 5	1	1	<u>1</u> 1
26	6	2	2	1
27	7	3	3	1
28	8	4	4	1
29	9	5	5	1
30	10	6	6	1
31	11	7	7	1
32	12	8	8	1
33	13	9	9	1
34	14	10	10	1
35	15	11	11	1
36 37	16 17	12 13	12 13	1
38	18	13	13	1
39	19	15	15	1
40	20	16	16	1
41	21	17	17	1
42	22	18	18	1 2 3
43	23	19	19	3
44	24	20	20	4
45	25	21	21	5
46 47	26 27	22 23	22 23	7
48	28	23	23	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
49	29	24 25	25	C
50	29	26	26	10
51	30	27	27	11
52	30	28	28	66 77 88 99 100 111 122 133 144 155 166 177 188 199 200 211 222 233 244 255 266 266 27 27 28 28 28
53	31	28 29	29	13
54	31	30	30	14
55	32	31	31	15
56	32	32 33	32	16
57	33	33	33	17
58 59	33	34 35	34	18
60	34 34	35	35 36	18
61	35	37	37	20
62	35	38	38	2.9
63	36	39	39	23
64	36	40	40	24
65	37	41	41	25
66	37	42	42	25
67	38	43	43	26
68	38	44	44	26
69	39	45	45	27
70	39	46	46	27
71 72	40 40	47 48	47 48	28
73	40	48	48	28
74	42	50	50	23
75	43	51	51	29 30
		52	52	30

77	45	53	53	31
78	45	54	54	31
79	46	55	55	32
80 81	46	56	56 57	32
82	47 47	57 58	58	33 33
83	48	59	59	33
84	48	60	60	33
85	49	61	61	34
86	49	62	61	34
87	50	63	62	34
88 89	50 51	64 65	62 63	34 38
90	51	66	63	35
91	52	67	64	35
92	52	68	64	35
93	53	69	65	36
94	53	70	66	36
95 96	53 54	71 72	67 68	36 36
97	54	73	69	37
98	54	74	69	37
99	55	75	69	38
100	55	76	70	38
101	55 56	77	70	36
102 103	56 56	78 79	70 71	
103	56	80	71	
105	57	81	71	
106	57	81	72	
107	57	82	72	
108 109	58	82	72	
109	58	83	73	
110 111	58 59	83 84	73 73	
112	59	84	74	
113	59	85	74	
114	60	85	74	
115	60	86	75	
116	60	86	75	
117 118	61 61	87 87	75	
119	61	88		
120	61	88		
121	61	89		
122	62	89		
123	62	89		
124	62	89 89		
125 126	62 62	90		
127	63	90		
128	63	90		
129	63	90		
130	63	90		
131	63	91		
132 133	64 64	91 91		
134	64	91		
135	64	91		
136	64	92		
137	65	92		
138	65	92		
139	65	92 92		
140 141	65 65	93		
142	66	93		
143	66	93		
144	66	94		
145	66	94		
146	66	94		
147	67	95		
148 149	67 67	95 95		
150	67	30		
151	67			
150	68			
152 153	68			

いた号給	2級	特2級	3級	4級
1	1	1	1	1/02
2	1	1	1	
3	1	1	1	
4	1	1	1	
5	1	1	1	
6	1	1	1	
7	1	1	1	
8	1	1	1	
10	2	1	2	
11	3	1	3	
12	4	1	4	
13	5	1	5	
14	6	1	6	
15	7	1	7	
16	8	1	8	
17 18	9	1	9	
19	11	1	11	
20	12	1	12	
21	13	1	13	
22	14	1	14	
23	15	1	15	
24	16	1	16	
25	17	1	17	
26	18	1	18 19	
27 28	19 20	1	20	
29	21	1	21	
30	22	1	22	
31	23	1	23	
32	24	1	24	
33	25	1	25	
34	26	1	26	
35	27	1	27	
36	28	1	28	
37 38	29 30	1 2	29 30	
39	31	3	31	
40	32	4	32	
41	33	5	33	
42	34	6	34	
43	35	7	35	
44	36	8	36	
45	37	9	37	
46 47	38	10	38	
48	39 40	11 12	40	
49	41	13	41	
50	41	14	42	
51	42	15	43	
52	42	16	44	
53	43	17	45	
54	43	18	46	
55 56	44	19	47	
56 57	44 45	20	48	
58	45	21 22	49 50	
59	46	23	51	
60	46	24	52	
61	47	25	53	
62	47	26	54	
63	48	27	55	
64	48	28	56	
65 66	49	29	57	
66 67	49	30	58	
68	50 50	31 32	59 60	
69	51	33	61	
70	51	34	62	
71	52	35	63	
72	52	36	64	]
73	53	37	65	]
74	53	38	66	]
75 76	54 54	39 40	67 68	] 2 2
7.0	E 41			

78	55	42	70	20
79	56	43	71	20
80	56	44	72	20
81	57	45	73	21
81	57	45	73	Z1
82	57	46	73	21
83	58	47	74	21
84	58	48	74	21
85	59	49	75	21
86	59	50	75	22
87	60	51	76	22
88	60	52	76	22
89	61	53	77	22
90	61	54	78	22
91	62	55	79	22
	02			23
92	62	56	80	23
93	63	57	80	23
94	63	58	80	23
95	64	59	80	23
96	64	60	81	23
97	65	61	81	24
98	65	62	81	24
99	65	63	81	24
100			01	24
100	65	64	82	24
101	65	65	82	25
102	65	66	82	25
103	65	67	82	25
104	66	68	83	25
105	66	69	83	25
106	66	70	83	26
100			83	
107	66	71	83	26
108	66	72	84	26
109	66	73	84	26
110	66	74	84	26
111	67	75	84	27
112	67	76	84	27
113	67	77	85	27
114	67	77	85	27
115	67	78	86	27
116	67	78	86	28
117	67	79	87	28
118	68	79		
119	68	80		
120	68	80		
121	68	81		
122	68	82		
123	68	83		
124	68	84		
125	69	85		
126		86		
127		87		
128		88		
129		89		
130		89		
131		90		
132		90		
133		90		
134		90		
135		91		
136		91		
130		91		
137		91		
138		91		
139		92		
140		92		
141		92		
142		92		
143		93		
143		93		
144		93		
145		93		
146		93		
147		94		
148		94		
		94		
149		0.1		
149 150		u/i		
150		94		
150 151		95		
150 151 152		95 95		
150 151 152 153		95 95 95		
150 151 152 153 154		95 95 95 96		
150 151 152 153 154		95 95 95 96		
150 151 152 153 154 155		95 95 95 96 96		
150 151 152 153 154 155 156		95 95 95 96 96		
150 151 152 153 154 155 156		95 95 95 96 96 96		
150 151 152 153 154 155 156		95 95 95 96 96		

160	98	
161	99	

附則

# さいたま市教育委員会規則第20号

さいたま市教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則 さいたま市教育職員の管理職手当に関する規則(平成29年さいたま市教育委員 会規則第18号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、 改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を 当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前				
別表(第2条関係)			別	別表(第2条関係)				
給料表	職務の級	職	手当額		給料表	職務の級	職	手当額
教育職給料表	[略]				教育職給料表	[略]		
(1)又は教育職 給料表(2)	3級	副校長	67,00 0円		(1)又は教育職 給料表(2)	3級		
		教頭	[略]				教頭	[略]

附則

さいたま市教育委員会規則第21号

さいたま市教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則 さいたま市教育職員の特殊勤務手当に関する規則(平成29年さいたま市教育委員 会規則第23号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、 改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を 当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

# 改正後

### (教育業務連絡指導手当)

- 第3条 条例第18条第4項の教育委員会規則で定 第3条 条例第18条第4項の教育委員会規則で定 める主任等は、次の各号に掲げる主任等のうち、 別表の左欄に掲げる学校の種類に応じ、それぞれ 同表の右欄に定める主任等とする。
  - (1) さいたま市立小・中学校管理規則(平成13 年さいたま市教育委員会規則第14号。第4号 において「小・中学校管理規則」という。) 第 19条第1項又は第20条第1項の規定により 置かれる主任等
  - (2) 「略]
  - (3) さいたま市立中等教育学校管理規則(平成3) 1年さいたま市教育委員会規則第25号)第3 9条第1項の規定により置かれる主任等

(4) 「略]

2 [略]

### 別表 (第3条関係)

学校	主任等
[略]	
高等学校	[略]
中等教育学校	教務主任、学年主任、生徒指導
	主任、進路指導主事、保健主事
[略]	

備考 「略]

# 改正前

#### (教育業務連絡指導手当)

- める主任等は、次の各号に掲げる主任等のうち、 別表の左欄に掲げる学校の種類に応じ、それぞれ 同表の右欄に定める主任等とする。
  - (1) さいたま市立小・中学校管理規則(平成13 年さいたま市教育委員会規則第14号。第3号 において「小・中学校管理規則」という。) 第 19条第1項又は第20条第1項の規定により 置かれる主任等
  - (2)「略]

「略] (3)

2 [略]

### 別表 (第3条関係)

学	校		主任等	
[]	略]			
高等:	学校	[略]		
[]	略]			

備考 「略〕

附則

さいたま市教育委員会規則第22号

さいたま市教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則(平成29年さいたま市教育委員会規則第26号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、 改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を 当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

#### 改正後

(管理職員特別勤務手当の額等)

- 第2条 条例第24条において読み替えて準用する 職員給与条例第25条第3項第1号の教育委員会 規則で定める額は、次の各号に掲げる者の区分に 応じ、当該各号に定める額とする。ただし、勤務 に従事した時間が4時間に満たない場合は、当該 額に100分の50を乗じて得た額とする。
  - (1) さいたま市教育職員の管理職手当に関する規則(平成29年さいたま市教育委員会規則第18号)別表の手当額欄に定める額(以下「管理職手当額」という。)が82,000円<u>の区分</u>の者 10,000円
  - (2) 管理職手当額が<u>67,000円及び65,0</u> <u>00円の区分</u>の者 8,000円
- 2 「略]
- 第3条 条例第24条において読み替えて準用する 職員給与条例第25条第3項第2号の教育委員会 規則で定める額は、次の各号に掲げる者の区分に 応じ、当該各号に定める額とする。
  - (1) 管理職手当額が82,000円<u>の区分</u>の者 5,000円
  - (2) 管理職手当額が<u>67,000円及び65,0</u>00円の区分の者 4,000円
- 2 「略]

#### 改正前

(管理職員特別勤務手当の額等)

- 第2条 条例第24条において読み替えて準用する職員給与条例第25条第3項第1号の教育委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、勤務に従事した時間が4時間に満たない場合は、当該額に100分の50を乗じて得た額とする。
  - (1) さいたま市教育職員の管理職手当に関する規則(平成29年さいたま市教育委員会規則第18号)別表の手当額欄に定める額(以下「管理職手当額」という。)が82,000円の者10,000円
  - (2) 管理職手当額が<u>65,000円</u>の者 8,0 00円
- 2 「略]
- 第3条 条例第24条において読み替えて準用する 職員給与条例第25条第3項第2号の教育委員会 規則で定める額は、次の各号に掲げる者の区分に 応じ、当該各号に定める額とする。
  - (1) 管理職手当額が82,000円の者 5,000円
  - (2) 管理職手当額が<u>65,000円</u>の者 4,0 00円
- 2 「略]

附則

さいたま市教育委員会規則第23号

さいたま市教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則 さいたま市教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則(平成29年さいたま市教 育委員会規則第27号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、 改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を 当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

### 改正後

(特定管理教育職員としない教職員)

第6条 条例第25条において読み替えて準用する職員給与条例第27条第2項の教育委員会規則で定める教職員は、さいたま市教育職員の管理職手当に関する規則(平成29年さいたま市教育委員会規則第18号)別表に規定する職の教育職員(教育職給料表(1)の適用を受ける副校長又は教頭の職にある教育職員(特別支援学校の教育職員を除く。)、休職にされている教育職員のうち条例第29条第1項に該当する教育職員以外の教育職員、公益的法人等派遣職員及び外国派遣職員を除く。)以外の教職員とする。

(勤勉手当の成績率)

- 第24条 成績率は、次の各号に掲げる教職員の区分に応じ、当該各号に定める割合の範囲内で、委員会が定めるものとする。
  - (1) <u>次号に掲げる教育職員以外</u>の教職員 ア・イ [略]
  - (2) 高等学校又は中等教育学校の教育職員 ア・イ 「略]

#### 改正前

(特定管理教育職員としない教職員)

第6条 条例第25条において読み替えて準用する職員給与条例第27条第2項の教育委員会規則で定める教職員は、さいたま市教育職員の管理職手当に関する規則(平成29年さいたま市教育委員会規則第18号)別表に規定する職の教育職員(教育職給料表(1)の適用を受ける教頭の職にある教育職員(特別支援学校の教育職員を除く。)、休職にされている教育職員のうち条例第29条第1項に該当する教育職員以外の教育職員、公益的法人等派遣職員及び外国派遣職員を除く。)以外の教職員とする。

(勤勉手当の成績率)

- 第24条 成績率は、次の各号に掲げる教職員の区分に応じ、当該各号に定める割合の範囲内で、委員会が定めるものとする。
  - (1) <u>高等学校以外の学校</u>の教職員

ア・イ [略]

(2) 高等学校の教職員

ア・イ「略]

附則

さいたま市教育委員会規則第24号

さいたま市教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する 規則

さいたま市教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則(平成29年さいたま 市教育委員会規則第28号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、 改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を 当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(権衡教育職員)	(権衡教育職員)
第2条 条例第27条第3項に規定する高等学校、 中等教育学校の後期課程 又は特別支援学校の高等 部に勤務する教育職員には、義務教育等教員特別 手当を支給する。	第2条 条例第27条第3項に規定する高等学校又 は特別支援学校の高等部に勤務する教育職員には、 義務教育等教員特別手当を支給する。

附則

さいたま市教育委員会規則第25号

さいたま市立中等教育学校管理規則

### 目次

- 第1章 総則(第1条—第5条)
- 第2章 学年、学期及び休業日(第6条・第7条)
- 第3章 教育活動及び教材の取扱い(第8条-第15条)
- 第4章 単位修得及び卒業の認定(第16条―第22条)
- 第5章 入学、休学、退学、転学、留学及び出席停止(第23条―第33条)
- 第6章 職員及び組織運営(第34条―第52条)
- 第7章 施設及び設備の管理(第53条―第58条)
- 第8章 授業料、進級料、入学料及び入学選考手数料(第59条-第61条)
- 第9章 賞罰(第62条・第63条)
- 第10章 補則(第64条—第69条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

- 第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第33条の規定に基づき、さいたま市立中等教育学校(第31条第4項を除き、以下「学校」という。)の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。(学則の制定)
- 第2条 校長は、この規則に基づいて、その学校の学則を制定するものとする。
- 2 前項の学則を制定し、又は変更する場合には、市教育委員会(以下「委員会」という。)の承認を受けるものとする。

(修業年限及び生徒定員)

第3条 学校の修業年限及び生徒定員は、次の表のとおりとする。

学校名	修業年限	生徒定員						
さいたま市	6年(前期		前期課程			後期課程		
立大宮国際	課程3年、	1年	2年	3年	4年	5年	6年	
中等教育学	後期課程3	1 6 0	1 6 0	1 6 0	1 6 0	1 6 0	1 6 0	
校	年)	人	人	人	人	人	人	

(課程及び学科)

第4条 学校の後期課程の課程は単位制による全日制の課程とし、学科は普通科とする。

(通学区域)

第5条 学校の通学区域は、さいたま市の全区域とする。

第2章 学年、学期及び休業日

(学年及び学期)

- 第6条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 2 学期は、次のとおりとする。
  - (1) 前期 4月1日から10月中の校長が定める日まで
  - (2) 後期 前期の末日の翌日から翌年の3月31日まで
- 3 校長は、前項第1号の校長が定める日を、あらかじめ委員会に届け出なければな らない。

(休業日)

- 第7条 休業日は、次のとおりとする。
  - (1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
  - (2) 日曜日及び土曜日
  - (3) 県民の日を定める条例(昭和46年埼玉県条例第58号)に規定する日
  - (4) 開校記念日
  - (5) 春季休業日 4月1日から同月10日までの間において校長が定める期間
  - (6) 夏季休業日 7月15日から9月5日までの間において校長が定める期間
  - (7) 秋季休業日 10月5日から同月26日までの間において校長が定める期間
  - (8) 冬季休業日 12月20日から翌年1月10日までの間において校長が定める 期間
  - (9) 学年末休業日 3月20日から同月31日までの間において校長が定める期間
- 2 前項第5号から第9号までの休業日の日数の合計は、学年を通じて70日以内と する。
- 3 校長は、第1項第5号から第9号までの休業日を定め、あらかじめ委員会に届け 出なければならない。

- 4 校長は、教育上必要があるときは、委員会の承認を得て休業日を授業日とし、又は授業日を休業日とすることができる。ただし、運動会、学芸会等恒例の学校行事の実施のため、休業日を授業日とし、又は授業日を休業日とする場合については、委員会の承認を得ることに代えて、あらかじめ委員会に届け出るものとする。
- 5 非常変災その他急迫の事情があって、臨時に授業を行わない場合においては、校 長は、次の事項について、速やかに委員会に報告しなければならない。
  - (1) 授業を行わない期間
  - (2) 非常変災その他急迫の事情の概要とその措置
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、校長が必要と認める事項 第3章 教育活動及び教材の取扱い

(教育課程の編成)

- 第8条 学校の前期課程の教育課程にあっては中学校学習指導要領の基準により、後期課程の教育課程にあっては高等学校学習指導要領の基準により、校長が編成する。
- 2 前項に規定するもののほか、学校の教育課程は、中等教育学校並びに併設型中学校及び併設型高等学校の教育課程の基準の特例を定める件(平成10年文部省告示第154号)に規定する基準により編成する。

(学校行事)

第9条 学校は、教育活動の一環として行う対外競技及び修学旅行、夏季施設等の校 外における行事については、別に定める基準により企画し、行うものとする。

(学校以外の施設の利用)

第10条 学校が教育上必要と認めてその学校の施設以外の施設を利用する場合においては、校長は、施設の名称、所在地、利用の目的、期間、利用者その他必要と認める事項について、あらかじめ委員会に届け出なければならない。ただし、委員会があらかじめ指示するものについては、この限りでない。

(原級留置)

- 第11条 校長は、前期課程の生徒の平素の成績を評価して、その学年の課程の修了 を認めることができないと判定したときは、当該生徒を原学年に留め置くことがで きる。
- 2 校長が前項の規定による処置を行ったときは、その状況を速やかに委員会に報告

しなければならない。

(教科用図書)

第12条 教科用図書は、文部科学大臣の検定を経たもの又は文部科学省が著作の名 義を有するもので、委員会が採択したものを使用しなければならない。

(教材の選定)

第13条 学校は、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書(以下「教科書」という。)以外の教材については、教育内容の充実を図るのに有効適切と認めるものを選定しなければならない。この場合において、保護者の経済的負担についても考慮を払わなければならない。

(教材の承認)

第14条 学校が教科書の発行されていない教科目の主たる教材として生徒に使用させる教科用図書(以下「準教科書」という。)については、校長は、あらかじめ委員会の承認を得なければならない。

(届出)

第15条 学校が教育活動の一環として計画的、継続的に、学年又は学級若しくは特定の集団の生徒の全員に対し使用させる教材で、教科書又は準教科書と併用する生徒用の副読本又はこれに類するものについては、校長は、あらかじめ委員会に届け出なければならない。

第4章 単位修得及び卒業の認定

(単位修得の認定)

- 第16条 単位修得の認定は、生徒の出席状況及び平素の成績により行う。
- 2 前項の規定による認定の方法は、校長が定める。

(高等学校及び他の中等教育学校の後期課程における学習成果の単位認定)

第17条 校長は、教育上有益と認めるときは、生徒が当該校長の定めるところにより高等学校又は他の中等教育学校の後期課程において一部の科目の単位を修得したときは、当該修得した単位数を当該生徒の在学する学校の卒業に必要な単位数のうちに加えることができる。

(学校外における学修の単位認定)

第18条 校長は、教育上有益と認めるときは、当該校長の定めるところにより、生

徒が行う次に掲げる学修を当該生徒の在学する学校における科目の履修とみなし、 当該科目の単位を与えることができる。

- (1) 大学、高等専門学校又は専修学校の高等課程若しくは専門課程における学修その他の教育施設等における学修で文部科学大臣が別に定めるもの
- (2) 知識及び技能に関する審査で文部科学大臣が別に定めるものに係る学修
- (3) ボランティア活動その他の継続的に行われる活動(当該生徒の在学する学校の教育活動として行われるものを除く。)に係る学修で文部科学大臣が別に定めるもの

(加えること等のできる単位数)

第19条 第17条の規定により加えることのできる単位数及び前条の規定により与 えることのできる単位数の合計数は36を超えないものとする。

(高等学校卒業程度認定試験の合格科目に係る学修等の単位認定)

- 第20条 校長は、教育上有益と認めるときは、当該校長の定めるところにより、生徒が行う次に掲げる学修(当該生徒が入学する前に行ったものを含む。)を当該生徒の在学する学校における科目の履修とみなし、当該科目の単位を与えることができる。
  - (1) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)の定めると ころにより合格点を得た試験科目に係る学修
  - (2) 高等学校の別科における学修で高等学校学習指導要領の定めるところに準じて 修得した科目に係る学修

(卒業の認定)

- 第21条 校長は、学校における所定の教育課程を履修し、その成果が満足できるものと認められる者に対して、卒業の認定を行う。
- 2 前項の規定により認定された者に対して、校長は、卒業証書(様式第1号)を授 与する。

(証明書の交付)

第22条 校長は、必要があると認めるときは、在学証明書、卒業見込証明書、卒業 証明書、修学証明書、修了証明書、成績証明書、単位修得証明書その他の証明書を 交付することができる。 第5章 入学、休学、退学、転学、留学及び出席停止

(入学の要件)

第23条 学校に入学しようとする者は、第5条に規定する区域に居住する者でなければならない。ただし、必要がある場合は、委員会において生徒の就学について調整することができる。

(入学)

- 第24条 学校の入学は、校長が許可する。
- 2 第1学年の途中又は第2学年以上に入学を許可される者は、相当年齢に達し、当 該各学年に在学する者と同等以上の学力があると認められる者とする。
- 3 前項の規定による学力の認定は、校長が行う。

(学年途中の入学の特例等)

第25条 校長は、特別の必要があり、かつ、教育上支障がないときは、第6条第1項に規定する学年の途中においても、同条第2項に規定する学期の区分に従い、入学(前条第2項に規定する入学を除く。)を許可し、並びに各学年の課程の修了及び卒業を認めることができる。

(入学者の選抜)

第26条 校長は、入学志願者に対し、委員会の定めるところにより、入学者選抜を 行うものとする。

(志願手続)

第27条 入学志願者は、所定の入学願書のほか、入学に必要な書類を添えて、志願 先学校長に提出しなければならない。

(入学手続)

- 第28条 入学を許可された者に対して親権を行う者(親権を行うもののないときは、 未成年後見人。以下「保護者」という。)は、速やかに保証人が連署した在学保証 書(様式第2号)を校長に提出しなければならない。
- 2 前項の保証人は、独立の生計を営む成年者でなければならない。
- 3 校長は、第1項の保証人が適当でないと認めたときは、当該保証人を変更させる ことができる。
- 4 保護者若しくは保証人が死亡し、又は保証人が第2項の要件を欠くに至ったとき

は、改めて在学保証書又は誓約書(様式第3号)を提出しなければならない。

5 保護者、生徒又は保証人が転居又は氏名変更等をした場合には、保護者(生徒が成年者であるときは、当該生徒。以下同じ。)は、速やかに校長に届け出なければならない。

(休学及び復学)

- 第29条 後期課程に在籍する生徒が疾病その他やむを得ない事情によって休学しよ うとするときは、その事由を具し、保護者と保証人が連署の上、校長に願い出てそ の許可を受けなければならない。ただし、疾病による場合は、医師の診断書を添え なければならない。
- 2 前項の休学は、2月以上引き続き出席できないとき願い出ることができる。
- 3 前項の規定により休学を願い出たものに対し、校長は、2年以内の期間で休学を 許可することができる。
- 4 休学中の生徒が復学しようとするときは、その事由を具し、保護者及び保証人が 連署の上、校長に願い出て許可を受けなければならない。ただし、疾病により休学 した場合は、医師の診断書を添えなければならない。

(退学及び再入学)

- 第30条 生徒が退学しようとするときは、その事由を具し、保護者と保証人が連署 の上、校長に願い出てその許可を受けなければならない。
- 2 前項の規定により退学した者が2年以内に再入学を願い出たときは、校長は、退学当時の在学年以下の学年に入学を許可することができる。

(転学)

- 第31条 生徒がやむを得ない事情によって転学しようとするときは、その事由を具し、保護者と保証人が連署の上、校長に願い出て許可を受けなければならない。
- 2 校長は、転学願を受理したときは、その事由を具し、生徒の在学証明書及び指導 要録の写し(転学してきた生徒については、転学により送付を受けた指導要録の写 しを含む。)並びに進学により送付を受けた指導要録の抄本又は写し(転学してき た生徒については、転学により送付を受けた指導要録の抄本又は写しをいう。)を 転学先の校長に送付しなければならない。
- 3 他の中等教育学校から転入学を志望する生徒のあるときは、校長は、教育上支障

がない場合には、必要書類の提出を求め、選考の結果入学を許可することができる。

4 転入学した者があるときは、校長は、それまで在学していた学校から、その生徒 の健康診断票及び歯の検査票の交付を受けなければならない。

(留学)

- 第32条 後期課程に在籍する生徒が外国の高等学校に留学しようとするときは、その事由を具し、保護者と保証人が連署の上、校長に願い出て許可を受けなければならない。
- 2 前項の規定により留学を願い出たときは、校長は、教育上有益と認める場合には、 留学を許可することができる。
- 3 留学中の生徒が、復学しようとするときは、その事由を具し、保護者と保証人が 連署の上、校長に願い出て許可を受けなければならない。
- 4 校長は、第16条第1項の規定にかかわらず、前項の規定により復学を許可された生徒について、外国の高等学校における履修を当該生徒が在学する学校における履修とみなし、36単位を超えない範囲で単位の修得を認定することができる。
- 5 校長は、前項の規定により単位の修得を認定した生徒について、第6条第1項に 規定する学年の途中においても、各学年の課程の修了又は卒業を認めることができ る。

(感染症による出席停止)

第33条 校長は、学校保健安全法施行規則(昭和33年文部省令第18号)第18 条に規定する感染症にかかり、又はそのおそれのある生徒に対して、その出席停止 を命じることができる。

第6章 職員及び組織運営

(職員及び定数)

- 第34条 学校に校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、学校栄養職員、 事務職員その他必要な職員を置く。ただし、特別の事情のあるときは、主幹教諭を 置かないことができる。
- 2 前項の職員の定数は、さいたま市職員定数条例(平成13年さいたま市条例第23号)及びさいたま市教職員定数条例(平成29年さいたま市条例第16号)に基づき、委員会が定める。

# (司書教諭)

- 第35条 学校に司書教諭を置く。
- 2 司書教諭は、校長の監督を受け、学校図書館に関する職務をつかさどる。
- 3 司書教諭は、当該学校の主幹教諭(養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主 幹教諭を除く。)又は教諭の中から、校長の内申に基づき、委員会が命じる。

# (栄養教諭)

- 第36条 学校に、必要に応じて学校栄養職員に代えて栄養教諭を置くことができる。
- 2 栄養教諭は、校長の監督を受け、生徒の食に関する指導及び学校給食の管理をつかさどる。

# (職及び職務)

第37条 学校に次の表の左欄に掲げる職を置くことができ、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

事務室長	上司の命を受け、担任事務を掌理し、その事務を処理するため
	所属の職員を指揮監督する。
主査	上司の命を受け、担任業務に従事し、所属の職員があるとき
	は、その事務を処理するため所属の職員を指揮監督する。
主任 主事	上司の命を受け、事務をつかさどる。
事務主幹	上司の命を受け、特に困難な事務を掌理する。
事務主査	上司の命を受け、困難な事務をつかさどる。
事務主任	上司の命を受け、相当困難な事務をつかさどる。
事務主事	上司の命を受け、事務をつかさどる。
主任実習助手	校長の監督を受け、実習助手の職務で相当困難なものに従事す
	る。
実習助手	校長の監督を受け、実習助手の職務で困難なものに従事する。
栄養主査	上司の命を受け、困難な学校給食の栄養に関する専門的事項を
	つかさどる。
栄養主任	上司の命を受け、相当困難な学校給食の栄養に関する専門的事
	項をつかさどる。
栄養技師	上司の命を受け、学校給食の栄養に関する専門的事項をつかさ
	どる。
主任専門員	上司の命を受け、困難な事務又は困難な学校給食の栄養に関す
	る専門的事項をつかさどる。
専門員	上司の命を受け、相当困難な事務又は相当困難な学校給食の栄
	養に関する専門的事項をつかさどる。

(校務分掌)

- 第38条 学校においては、調和のとれた学校運営が行われるためにふさわしい校務 分掌の仕組みを整えるものとする。
- 2 校長は、毎年度初めに、職員の校務分掌を定め、委員会に報告しなければならない。

# (教務主任等)

- 第39条 学校に教務主任、学年主任、生徒指導主任、進路指導主事及び保健主事(以下「教務主任等」という。)を置く。ただし、特別の事情のあるときは、教務主任、学年主任、生徒指導主任又は保健主事を置かないことができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、教務主任、学年主任、生徒指導主任、進路指導主事又 は保健主事の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときは、それぞれ教務主任、 学年主任、生徒指導主任、進路指導主事又は保健主事を置かないことができる。
- 3 教務主任は、校長の監督を受け、教育計画の立案その他の教務に関する事項について連絡調整に当たり、及び必要に応じて指導、助言を行う。
- 4 学年主任は、校長の監督を受け、当該学年の教育活動に関する事項について連絡 調整に当たり、及び必要に応じて指導、助言を行う。
- 5 生徒指導主任は、校長の監督を受け、生徒指導に関する事項をつかさどり、当該 事項について連絡調整に当たり、及び必要に応じて指導、助言を行う。
- 6 進路指導主事は、校長の監督を受け、生徒の職業選択の指導その他の進路の指導 に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整に当たり、及び必要に応じ て指導、助言を行う。
- 7 保健主事は、校長の監督を受け、学校における保健及び安全に関する事項をつか さどり、当該事項について連絡調整に当たり、及び必要に応じて指導、助言を行う。
- 8 校長は、教務主任等に、当該学校の教諭(保健主事にあっては教諭又は養護教諭)をもって充て、その職務を担当させ、委員会に報告しなければならない。
- 9 教務主任等の任期は、教務主任等に充てられた日から当該年度の末日までとする。 (その他の主任等)
- 第40条 学校においては、この規則に定めるもののほか、必要に応じ、校務を分担 する主任等を置くことができる。
- 2 校長は、前項に規定する主任等に、当該学校の職員をもって充て、その職務を担

当させるものとする。

- 3 第1項に規定する主任等については、前条第9項の規定を準用する。 (職員会議)
- 第41条 学校に校長の職務の円滑な執行を補助するため、職員会議を置く。
- 2 職員会議は、校長が招集し、その運営を管理する。
- 3 職員会議は、次に掲げる事項のうち、校長が必要と認めるものを取り扱う。
  - (1) 学校の管理運営に関する方針等を周知すること。
  - (2) 校務に関する決定等を行うに当たって、所属職員の意見を聞くこと。
  - (3) 所属職員相互の連絡を図ること。
- 4 前3項に定めるもののほか、職員会議の組織及び運営に関し必要な事項は、校長が別に定める。

(企画委員会)

- 第42条 学校に、企画委員会を置く。
- 2 企画委員会においては、校務に関する企画立案その他校長が必要と認める事項を 取り扱う。
- 3 前2項に規定するもののほか、企画委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、 校長が定める。

(学校評議員)

- 第43条 学校に、学校評議員を置くことができる。
- 2 学校評議員は、校長の求めに応じて、学校運営に関し意見を述べることができる。
- 3 学校評議員は、校長の推薦に基づき委員会が委嘱するものとする。
- 4 学校評議員の任期は、委嘱の日から当該年度の末日までとする。
- 5 前各項に規定するもののほか、学校評議員に関し必要な事項は、委員会教育長( 以下「教育長」という。)が別に定める。

(学校の評価)

- 第44条 校長は、学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を保護者等に公表するものとする。
- 2 校長は、前項の規定による評価の結果を踏まえた生徒の保護者その他の学校の関係者による評価を行い、その結果を保護者等に公表するものとする。

- 3 校長は、前2項の規定による評価の結果を、委員会に報告しなければならない。 (勤務時間の割振り等)
- 第45条 職員の週休日、勤務時間及び休憩時間の割振りは、学校運営の必要に応じ、 校長が定める。
- 2 さいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成29年さいたま 市条例第17号。以下「勤務時間条例」という。)第6条の規定に基づく週休日の 振替及び4時間の勤務時間の割振り変更は、校長が行う。

(時間外勤務の命令等)

- 第46条 勤務時間条例第8条第2項の規定に基づく時間外勤務及び第9条の規定に 基づく正規の勤務時間以外の時間における勤務の命令は、校長が行う。
- 2 勤務時間条例第12条の規定に基づく時間外勤務代休時間の指定は、校長が行う。
- 3 勤務時間条例第13条第1項の規定に基づく代休及び同条第2項の規定に基づく 代休日の指定は、校長が行う。

(休暇の承認)

- 第47条 勤務時間条例第21条の規定に基づく病気休暇、特別休暇(さいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則(平成29年さいたま市教育委員会規則第9号。以下この項において「勤務時間規則」という。)第24条第1項第3号本文に規定する休暇を除く。)、介護休暇、介護時間及び組合休暇(以下この条において「病気休暇等」という。)の承認は、校長が行う。ただし、校長は職員に引き続き8日以上にわたり病気休暇等(勤務時間規則第24条第1項第3号ただし書、第5号から第7号まで、第9号、第13号、第21号及び第22号に規定する休暇を除く。)を与える場合又は特に必要と認める場合は、あらかじめ、委員会の指示を受けなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、校長の病気休暇等(引き続き3日未満の特別休暇を除く。)は、委員会の承認を受けなければならない。
- 第48条 勤務時間条例第15条に規定する年次有給休暇は、校長(校長の引き続き 3日以上の年次有給休暇にあっては委員会)が請求された時季に与えなければなら ない。ただし、請求された時季に年次有給休暇を与えることが校務の正常な運営を 妨げる場合においては、他の時季に与えることができる。

(出張)

- 第49条 職員が校務のために出張する場合は、校長が命令する。ただし、校長は、職員の出張が引き続き7日以上にわたる場合は、あらかじめ、委員会に届け出なければならない。
- 2 前項ただし書の規定にかかわらず、校長の出張が引き続き3日以上にわたる場合は、委員会の承認を得なければならない。

(研修)

- 第50条 校長は、所属職員について、その職責を遂行するために必要な研修を奨励 するとともに研修計画をたて、その実施に努めなければならない。
- 2 前項の研修計画のうち、他校の教職員等を加えて実施しようとする場合は、校長 は、あらかじめ、委員会に届け出なければならない。

(服務)

第51条 職員の服務に関する事項は、委員会が別に定める。

(健康管理)

第52条 職員の健康管理に関する事項は、委員会が別に定める。

第7章 施設及び設備の管理

(管理の担当)

- 第53条 校長は、学校の施設、設備等を運営管理し、その整備保全に努めなければ ならない。
- 2 職員は、校長の定めるところにより、前項に規定する施設、設備等に関する事務 を分掌する。

(資料)

第54条 校長は、施設、設備等を整備保全するために必要な資料を保管し、その現 況を明らかにしておかなければならない。

(亡失、損傷等)

- 第55条 校長は、学校の施設、設備等の一部又は全部が亡失し、又は損傷した場合は、速やかに委員会に報告しなければならない。ただし、軽微と認められるものについては、この限りでない。
- 2 損傷して修補を加え難くなったもの又はその他の事由により不用となったものは、

所定の手続を経て廃棄するものとする。

(施設の転用)

第56条 校長は、学校の施設の一部を改造し、使用目的を変更しようとするときは、 あらかじめ、委員会の承認を得なければならない。

(施設又は設備の利用)

第57条 学校の施設又は設備の学校教育の目的以外の利用については、別に教育委員会規則で定める。

(防火及び警備)

- 第58条 校長は、毎年度初め、学校の防火及び警備の計画を作成し、委員会に報告 しなければならない。
- 2 前項の計画には、次の事項を含むものとする。
  - (1) 防火の組織及び訓練に関すること。
  - (2) 生徒の避難及び救護に関すること。
  - (3) 重要物品の保管及び非常搬出に関すること。
- 3 防火及び警備の分担は、校長が定める。

第8章 授業料、進級料、入学料及び入学選考手数料

(授業料、進級料、入学料及び入学選考手数料)

第59条 授業料、進級料、入学料及び入学選考手数料の徴収は、さいたま市授業料等徴収条例(平成13年さいたま市条例第116号)の定めるところによる。

(報告)

第60条 校長は、さいたま市授業料等徴収条例施行規則(平成13年さいたま市教育委員会規則第16号)により、後期課程に在籍する生徒の授業料、進級料又は入学料の減免に関する願書の進達及び必要な報告をしなければならない。

(授業料滞納者に対する処置)

第61条 校長は、後期課程に在籍する生徒が長期にわたり授業料を滞納したときは、 別に定める基準により、出席停止を命じ、又は除籍を行うことができる。

第9章 賞罰

(表彰)

第62条 校長は、学業、人物その他が優秀であって、他の模範となる生徒を表彰す

ることができる。

(懲戒)

- 第63条 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、生徒に懲戒を加える ことができる。ただし、体罰を加えることはできない。
- 2 懲戒のうち、戒告、謹慎、停学及び退学の処分は、校長が行う。
- 3 前項の規定による停学は、学齢生徒に対しては、行うことはできない。
- 4 第2項の規定による退学は、次のいずれかに該当する場合に限る。
  - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
  - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
  - (3) 正当な理由がなくて出席が常でない者
  - (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者
- 5 懲戒の実施に関し必要な事項は、校長が別に定める。

第10章 補則

(事故報告)

第64条 生徒の傷害、死亡又は集団的疾病その他生徒に係る事故の発生を見たときは、校長は、速やかに委員会に連絡し、文書をもって詳細を報告しなければならない。

(生徒異動報告)

第65条 入学者、休学者、留学者、転学者及び退学者のあった場合は、校長は、その の氏名、事由及び処理年月日その他参考となる事項を具し、その月の末日までに委 員会に報告しなければならない。

(表簿)

第66条 学校は、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第28条に 規定する表簿のほか、次の表の表簿の種類の欄の表簿を備え、それぞれ同表の保存 期間の欄に定める期間保存しなければならない。

番号	表簿の種類	保存期間
(1)	学校沿革誌	永久
(2)	卒業(修了)証書授与台帳	永久
(3)	旧職員の名簿及び履歴書綴	永久
(4)	学校要覧	5年

(5)	公文書 綴	別に定める期間
(6)	統計表綴 学校教員統計調査規則(昭和28年文部省令第12号)、学校基本調査規則(昭和27年文部省令第4号)及び学校保健統計調査規則(昭和27年文部省令第5号)に基づき行われる調査の基礎となった資料等	5年
(7)	教育指導計画書綴	5年
(8)	職員の任免その他の進退に関する文書綴	5年
(9)	職員調査表	5年
(10)	職員旅行命令簿	3年
(11)	願書届書 綴	3年
(12)	職員会議録	3年

- 2 前項の表簿中第4号及び第9号は、毎年5月1日現在で作成したものを同月末日までに委員会に報告しなければならない。
- 3 表簿の様式で必要なものは、委員会が別に定める。
- 4 学校が廃止された場合、第1項の表簿は、委員会が保存する。 (事務引継)
- 第67条 校長は、転任、休職、退職又は免職となったときは、辞令又は通知を受けた日から7日以内に、表簿その他の校務に関する引継書を作成して、後任者又はその代理者に引き継ぎ、連署の上委員会に報告しなければならない。
- 2 職員(校長を除く。)は、転任、休職、退職若しくは免職となったとき又は校務 の分掌に変更があったときは、速やかにその分担する事務に関する一切を校長又は 校長のあらかじめ指定する者に引き継がなければならない。

(規程の制定)

- 第68条 校長は、法令及びこの規則の定めるところにより、その職務を行うため必要な事項について規程を制定することができる。
- 2 前項に定める規程を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ、委員会 に届け出なければならない。

(委任)

第69条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、教育 長が別に定める。 附則

様式第1号(第21条関係)

140-470 I 13		-12-4-1-7				
印			右の		校 印	
第	1		者は中等数		H1	
号	さいたま市立	年月	教育学校の			卒
	市 立	日	普通科の			業
	中		課程を卒	年	氏	証
	中等教育学校長		右の者は中等教育学校の普通科の課程を卒業したことを証する	月		書
			とを証する	日		
	印		ବ	生	名	

		年	月	日
(宛先) さいたま市立	中等教育学校長			
	現 住 所			
	* り * な 生 徒 氏 名			
	年 月 日生	性別		
もに、本人の身上に関する	ことは、一切引き受けます。 現 住 所			
	上記生徒 との関係			
	s り が な 保護者氏名			Œ
	現 住 所			
	上 記 生 徒 と の 関 係 <sub></sub>			
	なりがな 保証人氏名			Ø
備考)				
	、戸籍抄本又は住民票の抄本により正確	に記入す	ること。	
2 保護者は、入学願書に記入	した者とすること。			

3 保証人は、独立した生計を営む成年者であること。

策式第3号(第28条関係)
誓約書
年 月 日
(宛先) さいたま市立 中等教育学校長
私は在学中、学則その他の定めを守り、学業に励み生徒の本分に背かないこ
とを誓います。
現 住 所
* り * な 生 徒 氏 名
年 月 日生 性別
しつの老が大学市「極要収録すばましたが、登明での他のウはも中ではてし
上記の者が在学中、授業料納入はもとより、学則その他の定めを守らせると ともに、本人の身上に関することは、一切引き受けます。
こもに、本人の身上に関することは、一切力を支けます。
現 住 所
上記生徒
との関係

### (備考)

1 生徒の氏名、生年月日等は、戸籍抄本又は住民票の抄本により正確に記入すること。

ないりがな 保証人氏名 <u></u>

2 保証人は、独立した生計を営む成年者であること。